

第2章 計画の内容

<第1節> 高齢者の健康・生きがいづくり

- 1 健康寿命を延ばすための若いときからの健康づくり
- 2 エイジレス社会（生涯現役社会）への取組みの推進

<第2節> 介護サービスの充実と地域包括ケアシス

テムの構築

- 1 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実
- 2 介護との連携による在宅医療の推進
- 3 介護予防と生活支援サービスの充実
- 4 認知症施策の推進
- 5 高齢者の住まいの確保と安全安心なまちづくり

<第3節> 地域包括ケアシステムを支える体制づく

り

- 1 保健・福祉の人材養成と資質向上
- 2 サービスや制度運営の質の向上

「第2章 計画の内容」の構成

第1節 高齢者の健康・生きがいづくり

- 1 健康寿命を延ばすための若いときからの健康づくり
 - (1) 健康の保持・増進
 - (2) 生活習慣病予防等疾病対策の推進
 - (3) 健康づくりを支援する環境整備
- 2 エイジレス社会（生涯現役社会）への取組みの推進
 - (1) 意欲や能力に応じた就業・起業支援
 - (2) 高齢者等による地域社会の担い手づくりの推進
 - (3) 生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進

第2節 介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築

- 1 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実
 - (1) 地域に密着した在宅サービスの充実
 - (2) 重度者を支える施設ケアの充実
 - (3) 在宅復帰に向けた施設ケアの充実
- 2 介護との連携による在宅医療の推進
 - (1) 在宅医療の推進と普及啓発
 - (2) 在宅医療提供体制の整備
 - (3) 在宅医療・介護連携の推進
- 3 介護予防と生活支援サービスの充実
 - (1) 介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進
 - (2) リハビリテーションによる介護予防の強化
 - (3) 効果的な介護予防の取組みと評価
 - (4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 4 認知症施策の推進
 - (1) 認知症の普及啓発と予防、早期発見・早期対応の推進
 - (2) 認知症の医療・介護体制の整備と地域連携の推進
 - (3) 地域における支援体制の推進
- 5 高齢者の住まいの確保と安全安心なまちづくり
 - (1) 住み慣れた地域における多様な住まいの確保
 - (2) 高齢者にやさしいまちづくり
 - (3) 災害時における要配慮者支援体制の整備
 - (4) 権利擁護の推進と相談支援体制の整備

第3節 地域包括ケアシステムを支える体制づくり

- 1 保健・福祉の人材養成と資質向上
 - (1) 保健・福祉の人材養成と確保
 - (2) 保健・福祉・生きがいづくりのボランティア等の養成
 - (3) 介護サービスを支える人材養成と資質向上
- 2 サービスや制度運営の質の向上
 - (1) 総合的な支援体制の推進
 - (2) 健康・医療・介護分野における ICT 化の推進
 - (3) 情報の公表等を通じた利用者への支援
 - (4) 介護保険制度の適正な運営の確保

第2章 計画の内容

<第1節 高齢者の健康・生きがいづくり>

健康寿命を延ばし、高齢期においても健康でいきいきと暮らせるようにするため、若いときからの健康の保持・増進を図るとともに、生活習慣病の予防や疾病対策の推進、健康づくりを支援する環境整備などに取り組みます。また、高齢者が知識や経験を活かし、意欲や能力がある限り社会の担い手として生涯を通じて活躍することができる「エイジレス社会（生涯現役社会）」の実現を目指し、多様な雇用・就業機会の確保に努めるほか、地域社会の「担い手」として活躍する高齢者の育成・支援、生涯学習・スポーツ活動の推進などを通じ、高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことのできる環境づくりを進めます。

1 健康寿命を延ばすための若いときからの健康づくり

<施策の推進方向>

壮年期から高齢期にかけて、健康でいきいきと暮らすことができるよう、若いときから県民一人ひとりが「自分の健康は自分でまもりつくる」ことを基本として、自ら健康づくりに努めることが重要です。

また、地域、職域などが一体となって、個人の取組みを支援する環境づくりを進め、健康的な生活習慣を確立し、疾病や障害、転倒、骨折等による要介護状態を予防することが重要です。

若いときからの健康の保持・増進を図るとともに、生活習慣病の予防や疾病対策の推進、健康づくりを支援する環境整備などを行い、健康寿命¹の延伸を図り、健康でいきいきとした活力ある高齢社会の形成を目指します。

主要施策	内 容
(1) 健康の保持・増進	ライフステージに応じた栄養・食生活の実践支援、県民歩こう運動等の展開による運動習慣の定着、生涯スポーツの推進、健康づくり情報の提供、心の健康に関する正しい知識の普及啓発と早期相談・受診の促進 など
(2) 生活習慣病予防等 疾病対策の推進	「富山県がん対策推進計画」に基づくがん対策の推進、がん・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策の推進、医療保険者等による特定健康診査・特定保健指導の推進、うつ病対策の推進、生涯を通じた歯科口腔の健康づくりの推進 など
(3) 健康づくりを支援 する環境整備	公共の場や職場における禁煙の推進、健康づくり協力店制度の推進、運動しやすい環境の整備、健康づくりを推進するボランティアによる地域の健康づくりの推進、こころの健康に関する相談体制の充実、健康情報の提供体制の整備 など

¹健康寿命…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。「日常生活動作が自立している（要介護2未満）期間」を副指標とする。なお、国は「日常生活に制限のない期間の平均」を主指標に、「自分が健康であると自覚している期間の平均」を副指標として公表している。

(1) 健康の保持・増進

【課題】

県民の平均寿命が長くなり、高齢期をいかに健やかに暮らし、明るく活力ある高齢社会を実現していくかが課題となっています。

また、高齢者や壮年者の健康的な生活習慣の改善・定着を図るためには、健康づくりを実践するための普及啓発を行い、県民自らが行う健康づくりを支援することが重要です。

さらに、社会や経済の仕組みの高度化・複雑化に伴い、身体的な健康とともに心の健康の保持・増進を図ることが重要な課題となってきています。特に、高齢者の自殺による死亡率が高い状況にあることから、生きがづくりやうつ病への対応など、自殺予防対策の充実が求められています。

【施策の方向】

若いときから健康的な生活習慣づくりができるよう、多様な媒体を活用し普及啓発を行うとともに、その実践活動を支援するため国際健康プラザをはじめとする健康増進施設の活用、総合型地域スポーツクラブの育成等により身体活動及び運動習慣の定着を図ります。また、県民一人ひとりが心の健康の大切さを認識するよう、正しい知識の普及や相談体制の充実に努めるとともに、自殺予防対策などの取組みを進めます。

<具体的な施策>

- ライフステージに応じた健康づくりの取組みを支援
 - ・メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康づくりの推進
 - ・各種教室等の開催への支援、食生活指針・食事バランスガイド及び栄養成分表示の普及等
 - ・運動・身体活動に関する知識の普及、適度な身体活動・運動習慣の定着、自主グループの育成への支援 等
- 県民歩こう運動等の展開による運動習慣の定着
 - ・県民歩こう運動推進大会の開催 等
- 生涯スポーツの推進
 - ・高齢者、障害者が参加できるスポーツ・レクリエーションの普及
 - ・身近な施設で好みに応じたスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブの育成
 - ・県民スポーツ・レクリエーション祭や障害者スポーツ大会の開催
 - ・全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣への支援及び富山県開催（平成30年）に向けた取組み促進
 - ・身近な施設の利用体制の整備
- 「富山県自殺対策アクションプラン」に基づく自殺予防対策等の実施
 - ・厚生センターや心の健康センターなど自殺に関連する各種相談窓口の充実、周知等
 - ・県ホームページ「うつ安心とやま」を通じた相談機関等の情報提供
 - ・高齢者の認知症とうつに関する普及啓発
- 「富山県健康増進計画（第二次）」に基づく健康づくり実践の普及啓発（栄養改善教室等の開催支援等）
 - ・栄養バランスのよいヘルシーメニューの開発支援
- 運動機会の提供（国際健康プラザをはじめとする健康増進施設の活用）
 - ・利用しやすい環境整備、魅力ある健康づくりメニューの開発

- 多様な媒体（インターネット、CATV等）の活用による「健康づくりの情報」の提供
- 「健康と長寿の祭典」の開催等による健康に関する県民意識の向上
- 心の健康に関する正しい知識の普及啓発と早期相談・受診の促進
 - ・心の健康センターにおける「こころの電話相談」の利用促進
 - ・メンタルヘルス講座の開催等
- 喫煙者への禁煙支援、公共施設、事業所等における受動喫煙防止等のたばこ対策の推進
- アルコールが健康に及ぼす影響に関する理解の促進

(2) 生活習慣病予防等疾病対策の推進

【課題】

本県では県民の高齢化に伴い、がん、心疾患、脳血管疾患の3大生活習慣病などによる死亡が年々増加しており、全死因の約5割を占めています。このことは、壮年期及び高齢期における寝たきりや認知症の予防の観点から、最大の課題として、その解決が求められています。

また、過重なストレスなどによるうつ病等への対応も重要となっています。

【施策の方向】

県民が自ら健康状態を把握し、心とからだの健康づくりに取り組むことができるよう、健康診断（特定健康診査・がん検診など）を受けやすい体制を整備し、保健サービスの充実に努めるとともに、生活習慣の見直し・改善を図るための保健指導や心の健康づくり対策を推進します。

＜具体的な施策＞

- 「富山県がん対策推進計画」に基づく、予防の強化と早期発見の推進、質の高い医療の確保、患者支援体制の構築
 - ・肝炎ウイルス検診の実施による肝炎等の予防対策の推進
 - ・効果的で精度の高いがん検診の推進
 - ・PET（陽電子放射断層撮影）検査も含めたがん医療の充実
- 「富山県健康増進計画（第二次）」に基づく、がん・循環器疾患・糖尿病・慢性閉塞性肺疾患（COPD）の正しい知識の普及や患者支援、医療従事者等の資質向上など地域の支援体制づくりの推進
- 医療保険者等による特定健康診査・特定保健指導等への支援
- 歯科疾患の予防や口腔機能向上等による、生涯を通じた歯科口腔の健康づくりの推進
 - ・福祉施設・学校等での啓発・指導の強化
 - ・在宅高齢者への訪問歯科検診など先駆的取組みの支援
- 地域及び職域における心の健康づくり対策の推進
- ストレス対処法に関する知識の普及や相談・指導體制の充実
 - ・市町村等の精神保健福祉関係職員に対する教育研修等による資質の向上 等

(3) 健康づくりを支援する環境整備

【課題】

県民が日常生活の中で健康や健康づくりに関心を持ち、「自分の健康は自分でまもりつくる」という意識の高揚や望ましい生活習慣の実践を支えるための環境を整備する必要があります。

【施策の方向】

身近な地域で健康を保持・増進できる健康増進施設のネットワークを構築するとともに、食事の栄養情報の提供や快適な食環境を提供する健康づくり協力店を増やします。

また、富山の自然や文化を活かした健康づくりを推進するとともに、健康づくりボランティア等の活動や、保育所や幼稚園、学校や職場・企業、様々な機関や団体との連携によるソーシャルキャピタル¹を重視した健康づくりを推進します。

<具体的な施策>

- 公共の場や職場における禁煙の推進
 - ・禁煙ステッカーの配布や受動喫煙防止に向けた情報提供
- 健康づくり協力店²制度の推進等による食事バランスガイド³の普及
 - ・外食の栄養成分情報の提供、元気メニューの提供、禁煙・分煙による快適な食環境の提供
- 運動しやすい環境の整備
 - ・身近な健康増進施設で活用できるプログラムの開発・相互活用や健康増進のための情報の共有化など健康増進施設のネットワークの構築
- 健康づくりボランティアによる地域の健康づくりの推進
 - ・健康づくりボランティア⁴が実施する活動への支援
 - ・健康づくりの自主活動グループの支援、健康づくりリーダーの養成
- こころの健康に関する相談体制の充実
 - ・職場、地域等や専門機関である心の健康センターなどでのこころの健康に関する相談体制の充実
- 健康情報の提供体制の整備
 - ・県民の身近な場所で健康づくりを実践するための情報提供
 - ・多様な媒体（インターネット、CATV等）の活用による「健康づくりの情報」の提供（再掲）
- 県老人クラブ連合会や市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業への支援
- 高齢者や障害者に配慮したスポーツ施設の改善
- 後期高齢者の健診の推進
- とやまの自然を活かした健康づくりや高齢者の運動プログラムの開発等

1 ソーシャルキャピタル…地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等

2 健康づくり協力店…飲食店等において「栄養成分表示」、「元気メニュー（野菜が多い、塩分控えめなど）の提供」、「禁煙・分煙の推進」のいずれかに取り組んでいる店舗。県に登録してもらい、県から提供するステッカーを掲示し、顧客等に周知

3 食事バランスガイド…健康的な食生活の実現のため、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安をわかりやすくイラストで示したもの（厚生労働省、農林水産省が共同で策定）

4 健康づくりボランティア…市町村において養成され、高齢者等の健康づくりのため、低栄養予防の食事づくり教室、運動教室等において指導・協力等を行う。

2 エイジレス社会（生涯現役社会）への取組みの推進

＜施策の推進方向＞

長年にわたって培った豊かな経験・知識・技能をもつ高齢者が、多様な分野でその能力を発揮することは、高齢者の自己実現だけではなく、社会参加、社会活力維持の観点からも重要です。特に、いわゆる「団塊の世代」に代表される戦後生まれの人たちをはじめとする高齢者が、これまで培ってきた知識や経験を活かし、意欲や能力がある限り、社会の担い手として生涯を通じて活躍することができる「エイジレス社会（生涯現役社会）」の実現が期待されています。

このため、働く意欲のある高齢者が、長年培った知識や技能、経験を生かし、社会経済の担い手として働き、活躍できるよう、多様な雇用・就業機会の確保に取り組みます。

また、豊かな経験や知識を活かして、NPOやボランティア、地域活動等に参加し、地域社会の「担い手」として活躍する高齢者を育成し、その活動を支援します。

さらに、異世代との交流や生涯にわたる学習・スポーツ活動などを通じ、高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことのできる環境づくりを進めます。

主要施策	内 容
(1) 意欲や能力に応じた就業・起業支援	高齢者人材の活用の促進、「生涯現役社会」の実現に向けた企業への支援、高年齢者等の再就職の援助・促進、シルバー人材センターによる就業機会の確保、「とやま起業未来塾」等による起業支援 など
(2) 高齢者等による地域社会の担い手づくりの推進	エイジレス社会（生涯現役社会）づくりの担い手となる元気高齢者の社会参加の促進、地域におけるボランティア活動促進への支援、地域における社会貢献活動 等に取り組む老人クラブへの支援 など
(3) 生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進	老人クラブの生きがいと健康づくりの支援、食育や健康的な生活習慣づくりの推進、高齢者向けのスポーツ・レクリエーションの普及啓発、生涯学習機会の充実 など

（1）意欲や能力に応じた就業・起業支援

【課題】

高齢者の大多数は元気であり、就業への意欲も高いことから、その長年培った知識や技能、経験を生かし、高齢化が活力に結びつく、明るい超高齢社会の重要な担い手として活躍することが期待されています。

一方、定年退職後に再就職を希望する人は多いものの、中高年齢者の雇用情勢は、依然として厳しいものがあり、一旦離職すると再就職は難しくなっています。

【施策の方向】

健康で働く意欲のある元気な高齢者が、年齢にとらわれることなく、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や技能、経験を生かし、社会の担い手として働きつづけられる社会の実現を目指します。また、高齢期は、就業に対するニーズも多様化する傾向にあることから、希望に応じて働く機会が確保されるよう、多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

<具体的な施策>

○「生涯現役社会」の実現に向けた企業への支援

- ・高年齢者雇用安定法に基づく、高年齢者雇用確保措置¹を講じていない事業主に対する、国による指導への協力
- ・65歳を過ぎても働くことができるような企業の普及促進

○高年齢者等の再就職の援助・促進

- ・ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・職業紹介等による、高年齢者等の再就職の促進
- ・シニアワークプログラム事業（技能講習、管理選考・面接会等）の活用促進
- ・特定求職者雇用開発助成金の活用による高年齢者等の再就職の促進

○高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

- ・シルバー人材センターにおける臨時的・短期的な就業機会の拡大、会員拡大等の取組みの支援

○高齢者人材の活用の促進

- ・とやまシニア専門人材バンク²による、専門的な知識や技術等を有する高齢者と高齢者人材を求める企業とのマッチングの促進

○定年・解雇等により離職が予定されている中高年齢者の再就職の援助・促進

- ・解雇等による高年齢離職予定者に対する求職活動支援書の作成・交付の促進
- ・在職中からの再就職支援、定着講習を支援する「労働移動支援助成金」の活用促進

○職業能力開発の支援

- ・離転職者向け公共職業訓練の実施
- ・事業主が実施する職業能力開発を援助する「キャリア形成促進助成金」の活用促進
- ・労働者の自主的な能力開発を支援する「教育訓練給付金」の活用促進

○起業支援や新分野進出に積極的に挑む熟年者の育成

- ・「とやま起業未来塾」、「富山県中小企業支援センター」による起業支援
- ・国の高年齢者等共同就業機会創出助成事業による就業の場の創設支援
- ・（公財）富山県新世紀産業機構による創業・ベンチャーへの助成、融資

¹ 高年齢者雇用確保措置…65歳までの安定した雇用の確保のため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、企業に、「定年制の廃止」や「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務づけ

² とやまシニア専門人材バンク…専門的知識・技術・経験を活かして就労を希望する概ね55歳以上の方と、これらの専門人材を求める企業との効果的なマッチングを図るため、富山県・富山労働局・富山ハローワークが設置している就職支援機関

（2）高齢者等による地域社会の担い手づくりの推進

【課題】

ボランティア活動など住民が自発的に行う社会貢献活動の意義や役割が社会的に認知されてきており、これからの地域社会を支える重要な「担い手」として、期待が高まっています。高齢者についても、健康寿命の延伸を踏まえ、これまで培ってきた知識や経験を活かし、意欲や能力がある限り、年齢にかかわらず地域社会の「担い手」として活躍することが期待されています。

【施策の方向】

住民が相互に支え合う地域社会を実現するため、また、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることも踏まえ、地域社会の「担い手」として活躍する高齢者を育成し、その活動を支援します。

＜具体的な施策＞

- エイジレス社会（生涯現役社会）づくりの担い手となる元気高齢者の育成
 - ・地域社会の担い手として活躍する元気な高齢者を養成する実践的な講座の開講
- 生活支援コーディネーター養成に係る市町村への支援
- 地域においてボランティア活動等の社会参加活動を総合的に実施する老人クラブへの支援
 - ・一人暮らし高齢者宅等への訪問支援活動への支援
 - ・地域における高齢者の孤立予防や、認知症高齢者や子どもの見守り活動、防犯・防災や環境美化活動等の推進
- 高齢者の自主的な社会貢献活動、介護予防活動等に対する支援
- 高齢者の豊富な知識・経験の継承と活用
 - ・高齢者を講師とした体験教室の開催等による伝統工芸の伝承及び人材育成の支援
 - ・伝統行事・祭り・習俗など伝統文化を伝承する活動への支援
 - ・熟練技能者を活用した中小企業在职者のものづくり技能向上のための研修実施
- 社会福祉協議会ボランティアセンター事業、いきいき長寿センター事業、県民ボランティア総合支援センター事業への支援
 - ・ボランティア情報誌、ホームページ、メールマガジンによる活動紹介、活動助成、研修会等の情報提供
 - ・ボランティア・NPO大会の開催やボランティア交流サロンの運営
 - ・「アクティブシニア・地域デビュー講座」の開催
 - ・シニアタレント・語り部の養成や仲間づくりへの支援など高齢者能力の活用推進等
- NPOの先駆的活動への支援
- マネジメント研修や税務研修、専門相談員の派遣などNPOの人材育成
- 生涯学習ボランティア、文化ボランティア等の施設運営ボランティア活動の普及
- 小・中学校での体験活動、公民館や地域における地域住民との交流活動での専門知識等を有する高齢者人材の活用
- 保育施設等でボランティア活動を実施できるシニア人材の育成

（3）生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進

【課題】

平均寿命が延び、さらにはいわゆる「団塊の世代」が65歳以上となり、健康で時間的に余裕がある高齢者が増えてきています。このため、多くの高齢者にとって、単に長生きすることだけではなく、長年にわたり培った知識・技能や人それぞれの趣味・教養を活かしながら、いかに充実した人生を送るかが重要となってきています。また、高齢者が生きがいを持っていきいきと生活することは、介護予防・認知症予防に大きな効果があるばかりではなく、社会の活力維持にも効果があると考えられています。

【施策の方向】

高齢者が健康で生きがいをもって過ごすことができる、元気で明るい高齢社会の実現に向け、高齢者が、自主的に取り組む教養・スポーツ・趣味活動等の生きがいづくりの機会の充実や活動を支援します。

<具体的な施策>

- エイジレス社会（生涯現役社会）の実現に向けた元気高齢者の活躍の場の拡大
 - ・元気高齢者とエイジレス活動団体が一堂に会する、実践事例紹介やマッチング相談会などの開催
- 老人クラブの活動組織による生きがいと健康づくりの取組み等への支援
 - ・高齢者向けスポーツ大会や健康・介護予防教室などの健康づくり・介護予防支援事業
 - ・健康づくりリーダー、介護予防リーダー等の活動
 - ・元気に富山シニアウォーク事業
 - ・全国一の加入率を誇る県内老人クラブにおける生きがい・健康づくりやボランティア活動などの各種活動
- 県いきいき長寿センター（県社会福祉協議会）による明るい長寿社会づくりへの支援
 - ・シニアタレント¹の養成・登録
 - ・シニアサークル活動など高齢者の仲間づくり
- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣への支援及び富山県開催（平成30年）に向けた取組み促進
- 高齢者向けのスポーツ・レクリエーションの普及啓発、生涯スポーツの推進
 - ・スポーツフェスタや「元気とやまウォークラリー」など気軽にスポーツに参加できる機会づくりの推進
- 食育や健康的な生活習慣づくりの推進
- 高齢者の生活等に関する実態や意識等調査の実施
- 市町村による各種生きがい対策や社会参加活動事業への支援
 - ・高齢者スポーツ教室、高齢者バス教室、世代間交流事業、いきいきサロンの開設等
- 生涯学習機会の充実
 - ・専修学校、大学等による公開講座の開講
 - ・県民生涯学習カレッジ、生涯学習校、市町村等による生涯学習の推進
 - ・生涯学習団体等の指導者・ボランティアの育成や地域住民による身近なふるさとに関する学び合いなど、地域や学校等における「ふるさと学習」の推進
- 老人クラブ等が実施する健康づくりの推進
 - ・教養・趣味・スポーツ等の生きがい対策の充実や仲間づくり等の推進
- 生涯学習ボランティアや文化ボランティアなど、熟年ボランティアとしての社会参加の促進

1 シニアタレント…一芸に秀でた高齢者を指導者として養成するもの

＜第2節 介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築＞

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことを可能にしていくため、介護サービスの充実・強化を図るとともに、2025年を見据え、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を目指した取組みを進めます。

1 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実

＜施策の推進方向＞

介護保険制度が平成12年にスタートして以来、サービス基盤の整備が着実に進み、サービス利用者も増加するなど、制度が定着してきましたが、今後、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進展することに伴い、中重度の要介護者や認知症高齢者の増加が予想されます。

こうした状況を踏まえ、高齢者の尊厳の保持や在宅介護の推進、住み慣れた地域での生活の継続や復帰を支援する観点から、富山型デイサービス、地域密着型サービスの整備・普及を推進するとともに、医療ニーズを併せ持つ高齢者に対応する在宅サービスの充実と質の向上、家族介護者支援の充実を図ります。

また、施設サービスについては、住み慣れた地域において家庭的で親密なサービスを提供する小規模な特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス基盤の整備を推進するとともに、自宅や住み慣れた地域での生活への復帰など各介護保険施設に求められる機能の強化を図ります。

主要施策	内 容
(1) 地域に密着した在宅サービスの充実	在宅サービス基盤の整備と質の向上、富山型デイサービスへの支援・起業家育成、地域密着型サービスの充実など中重度の在宅要介護者の在宅生活支援の強化、家族介護者に対する支援の充実 など
(2) 重度者を支える施設ケアの充実	施設における生活環境の改善の推進、在宅での生活が困難な方の特別養護老人ホームへの円滑な入所の推進、施設ケアの質の向上、地域密着型施設サービス基盤の整備 など
(3) 在宅復帰に向けた施設ケアの充実	介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能の充実、介護療養型医療施設の機能の充実、療養病床の円滑な転換に向けた医療機関への支援 など

(1) 地域に密着した在宅サービスの充実

【課題】

地域包括ケアシステムの基本的な考え方は、寝たきりや認知症などで介護が必要な状態になっても、高齢者一人ひとりの尊厳が確保され、できる限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を営むことであり、多くの県民がそのような生活を希望しています。これを実現するためには、引き続き、高齢者のニーズを把握し、在宅生活を支援するために必要なサービスの充実が重要です。

【施策の方向】

身近な地域での地域密着型サービス等の整備を推進するとともに、家族介護支援、生活支援、在宅支援機能等の充実・強化を図ります。

<具体的な施策>

○在宅サービス基盤の整備と質の向上

- ・訪問介護事業所、訪問看護ステーションの整備
- ・ケアマネジメントの質の向上、介護サービス従事者の資質の向上
- ・生活機能の維持・向上を図るサービスの充実（個別機能訓練、口腔機能向上、栄養改善等）

○富山型デイサービスの支援・新たな起業家の育成

- ・富山型デイサービスの施設整備に対する補助、起業家育成講座の開催等

○地域密着型サービスの充実など中重度の在宅要介護者の在宅生活支援の強化

- ・小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型通所介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、（看護）小規模多機能型居宅介護等の整備推進
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に向けたサービス事業所への支援

○介護保険外の宿泊サービスへの対応強化

- ・デイサービス事業所での宿泊サービスの届出、事故報告、情報公表の導入

○家族介護に対する支援の充実（地域支援事業等による実施）

- ・家族介護教室、介護用品の支給、認知症高齢者見守り等
- ・家族介護者交流（元気回復）事業、家族介護慰労事業、介護相談等

○高齢者の生活支援の充実（地域支援事業、県の高齢者総合福祉支援事業等による実施）

- ・配食サービス、除雪支援、おむつ支給、ミドルステイ等

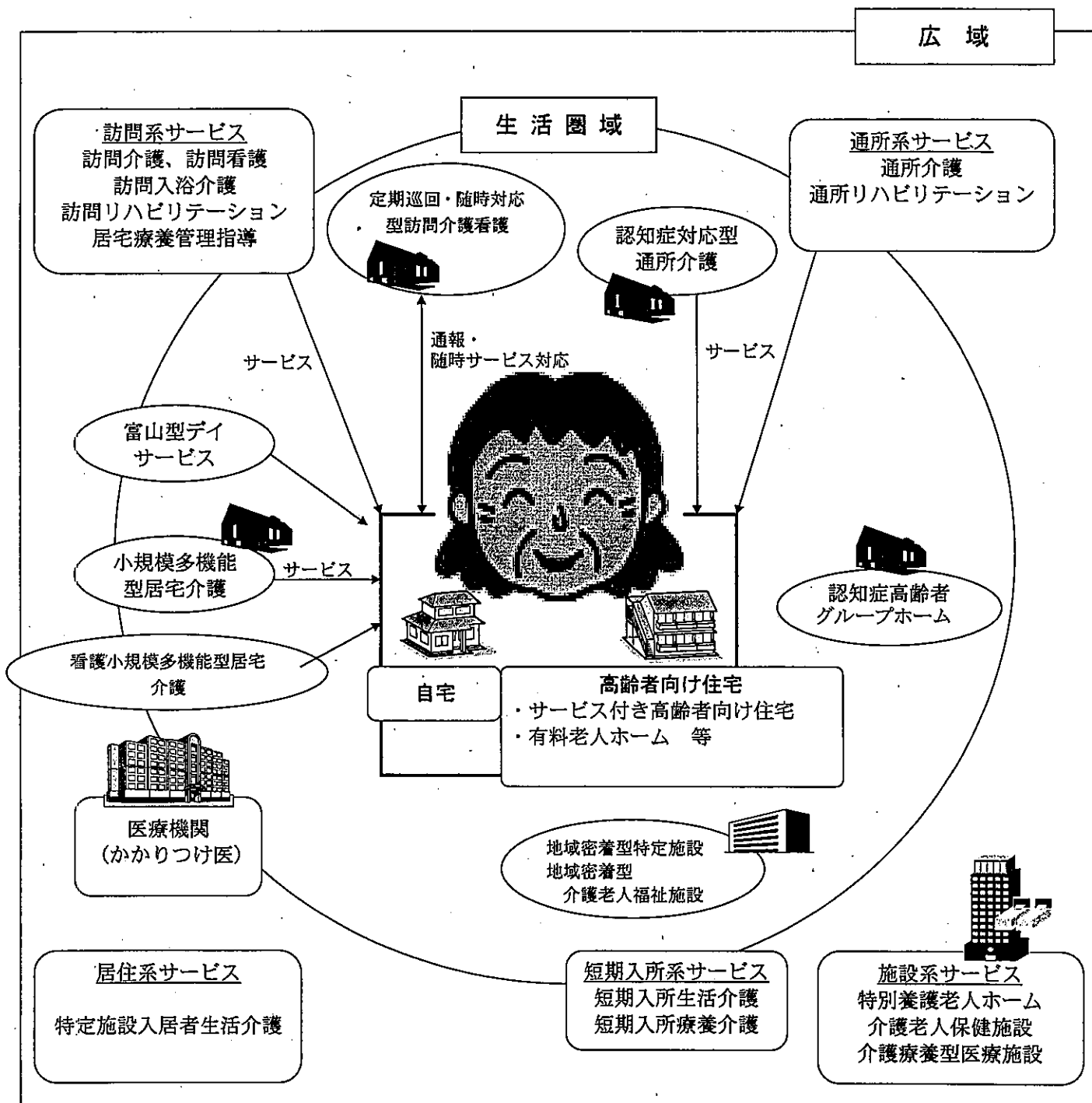
○福祉用具・住宅改修の利用促進

- ・富山県介護実習・普及センター等での福祉用具や住宅改修の体験・選択・相談

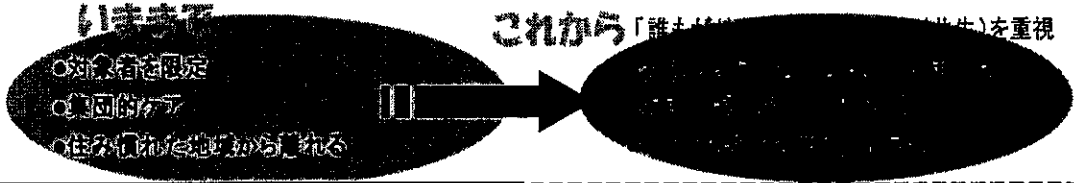
○高齢者の住みよい住宅改善に対する支援

- ・高齢者の在宅での自立支援及び家族介護者の負担軽減を図るための住宅改修の支援

○地域における在宅サービスのイメージ

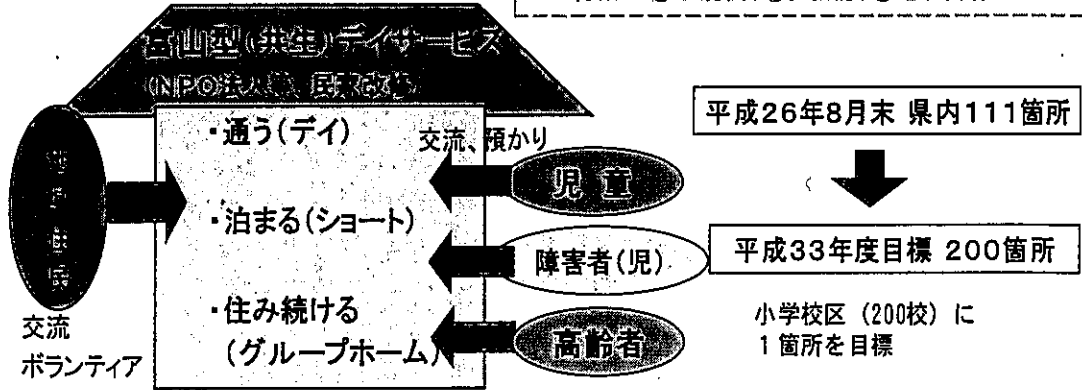


「富山型デイサービス」について



福祉施設は
 高齢者...高齢者介護施設
 障害者...障害者施設
 児童...保育所 等のタテ割り
 ⇒これまでの制度には地域共生という視点が欠落

＜富山型デイサービスは＞
 高齢者、障害者、子どもなどが、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に住み慣れた地域においてケアを受けることができるサービス
 ＜特徴＞ ①小規模、②多機能、③地域密着



(2) 重度者を支える施設ケアの充実

【課題】

重度の要介護者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、在宅では生活が困難な高齢者を支える施設は、引き続き重要な役割を担います。

また、施設ケアは、集団的なものから、高齢者の尊厳を確保し、入所者一人ひとりの心身の状態に合わせた個別性の高いケアへの移行が求められます。

【施策の方向】

小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービス基盤の整備、ユニット型個室の整備等を推進するとともに、中重度の要介護者を支える施設としての機能の強化を図ります。

<具体的な施策>

○施設における生活環境の改善の推進

- ・特別養護老人ホーム等における個室・ユニット化の整備の推進
- ・特別養護老人ホームの多床室におけるプライバシー配慮向上の促進

○在宅での生活が困難な方の特別養護老人ホームへの円滑な入所の推進

- ・特別養護老人ホームの入所検討委員会における入所指針の適正な運用の確保

○施設ケアの質の向上の推進

- ・ユニットケア・小グループケアなどによる個別ケアの推進
ユニットケア研修の実施 等
- ・介護職員のスキルアップの推進
介護職員の介護力向上や喀痰吸引等の医行為実施のための研修の実施 等
- ・特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等におけるターミナルケアの推進
- ・身体拘束ゼロ作戦の推進、高齢者虐待の防止
- ・「介護サービス情報の公表」制度や「福祉サービス第三者評価」制度の推進
- ・自宅や住み慣れた地域での生活への復帰を目指したケアの推進

○実地指導、集団指導等を通じた施設環境の充実や防災対策等の取組みの促進

- ・施設設備等の環境整備
- ・自然災害や火災等の防災対策の徹底
- ・介護事故防止対策、感染症対策（ノロウイルスによる感染性胃腸炎やインフルエンザ等の発生・まん延対策等）の徹底

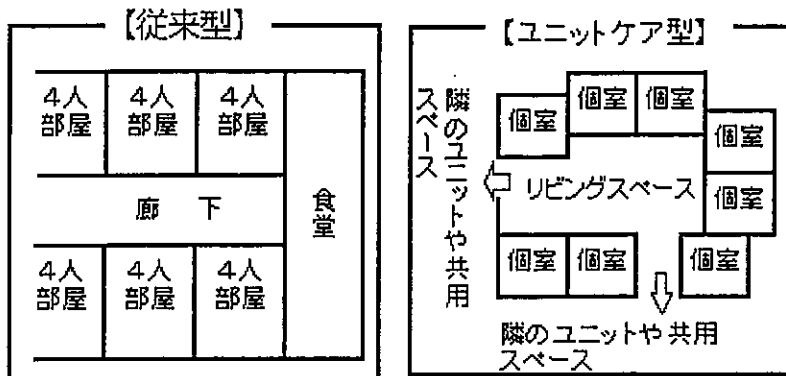
○市町村（保険者）による地域密着型の施設サービス基盤の計画的な整備推進

- ・小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームの計画的な整備

【ユニットケアについて】

ユニットケアとは、個室を10室程度ずつのグループに分けて各グループを一つの生活単位（ユニット）とし、各ユニットごとに食堂や談話スペースなどの共用部分をつけて、施設内に独立した社会・家庭的な環境を形成し、少人数の家庭的な雰囲気の中で、個人の暮らしを尊重しながら、自律的な日常生活を営めるよう介護を行う手法のことです。

ユニットケアは、従来の集団的なケアと異なり、入所者一人ひとりに着目した個別ケアを行うものであることから、スタッフには、より高い意識と技術が求められます。



○特別養護老人ホームの個室・ユニット化による入所者・介護スタッフの変化
（高齢者介護研究会報告書「2015年の高齢者介護」より）

1.入所者の生活上の変化	2.介護スタッフの行動の変化
○ベッド上の滞在率 67.7%→40.2%	○居室の滞在率 39.2%→18.0%
○リビングの滞在率 16.7%→42.8%	○廊下の滞在率 9.2%→4.9%
○日中に占める睡眠時間 42.3%→22.5%	○リビング滞在率 9.4%→37.5%
○日中に占める食事時間 7.6%→11.3%	○直接介助の時間 46.2%→33.1%
○一人当たり食事量 1463Kcal→1580Kcal	○余暇・交流の時間 20.3%→24.1%
○ポータブルトイレ設置台数 29台→14台	

(3) 在宅復帰に向けた施設ケアの充実

【課題】

高齢者が要介護状態になる主な原因疾患として脳卒中、骨折などがあげられ、低下した機能の向上のためのリハビリ等のサービスを提供する施設は、在宅生活への復帰などに今後ますます、支援機能を発揮することが望まれます。

【施策の方向】

介護老人保健施設の在宅復帰支援機能を更に高めることを目指し、施設と在宅復帰後の切れ目のない支援の強化を図ります。

また、介護療養型医療施設の医療ニーズの高い中重度の要介護者を支える機能を適切に確保します。

<具体的な施策>

○介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能の充実

- ・施設からの退所等を円滑に行うための支援、在宅支援に関する情報提供
- ・施設が持つ人的、物的資源を活用した在宅サービスの充実
〔 訪問サービス（訪問リハビリテーション、訪問看護、訪問入浴等）や通所サービス（デイサービス、通所リハビリテーション）、ショートステイ 等 〕
- ・自宅や住み慣れた地域での生活への復帰を目指したケアの推進
- ・施設と在宅主治医や介護支援専門員等、多職種が連携した在宅支援体制の充実

○介護療養型医療施設の機能の充実

- ・医療ニーズの高い中重度の要介護者を支える施設サービスの充実

○療養病床の円滑な転換に向けた医療機関への支援

- ・介護老人保健施設等への転換に対する財政的支援
- ・医療機関に対する国の転換支援措置等についての情報提供
- ・療養病床に入院していた患者への適切な医療サービスの提供の確保

【医療機関に対する国の転換支援措置の概要】

- ・転換先の施設に係る施設基準・人員基準の緩和
- ・サテライト型施設（本体施設と連携した定員29人以下の小規模施設）の基準緩和
- ・医療法人の付帯業務の拡大（有料老人ホーム、一定の高齢者専用賃貸住宅等の経営）
- ・転換に要する費用に対する助成（病床転換助成事業、地域介護・福祉空間整備等交付金）
- ・転換に要する施設整備費用の税制上の優遇措置（特別償却）
- ・借入金等にかかる優遇措置等（融資条件の優遇、既存借入金の借換融資）

2 介護との連携による在宅医療の推進

＜施策の推進方向＞

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けたいという県民のニーズに応えるため、訪問診療や訪問看護等がいつでも必要な時に受けられる在宅医療体制の充実が求められています。特に、75歳以上の高齢者は、①複数の疾病にかかりやすい、②要介護の発生率が高い、③認知症の発生率が高い等の特徴があり、医療と介護の両方を必要とすることから、介護との連携による在宅医療の推進が不可欠です。

また、在宅で可能な医療・ケアの内容や、利用方法、相談窓口に関する情報提供が十分とは言えない状況にあることから、在宅医療に関する正しい理解を促し、在宅医療への不安の解消を図ることが必要です。

さらに、病院からの円滑な在宅復帰を可能とする体制づくりや、在宅等での看取り体制の充実等を含む在宅医療の体制づくりが喫緊の課題です。

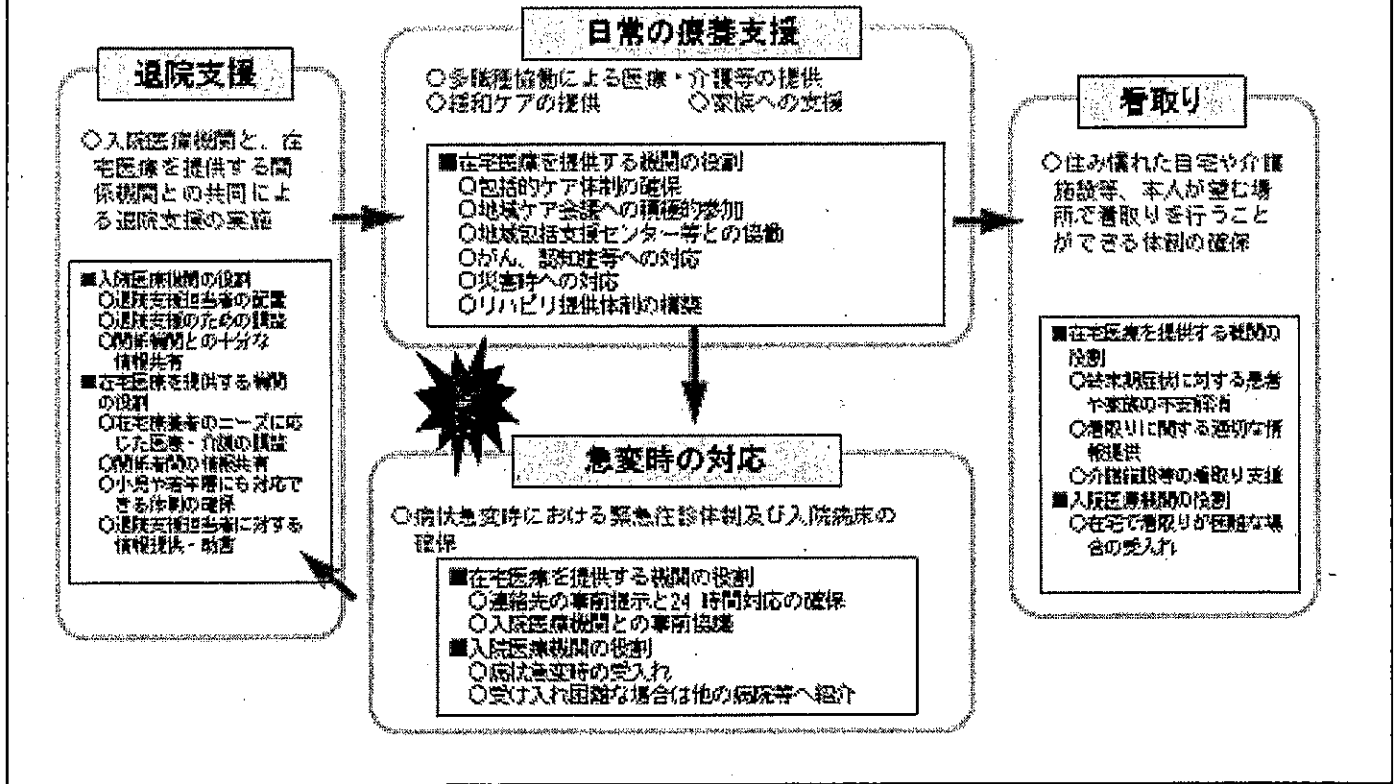
このため、在宅医療や在宅での看取り等に関する理解を促すとともに、在宅医療を支える社会資源等に関する普及啓発に取り組みます。

また、疾病や障害があっても、可能な限り自宅などの住み慣れた地域で療養することができるよう、24時間365日対応可能な在宅医療提供体制の構築に努めるとともに、その体制を支える人材の確保に努めます。

さらに、在宅での療養生活を支援するため、入院から在宅療養への円滑な移行に向けた体制づくりや医療と介護の連携によるチームケアを推進します。

主要施策	内 容
(1) 在宅医療の推進と普及啓発	富山県あんしん在宅医療・訪問看護推進会議による施策の検討、市町村や関係機関、関係団体との連携による在宅医療や在宅での看取りに関する普及啓発 など
(2) 在宅医療提供体制の整備	24時間365日対応可能な在宅医療の推進、在宅医療を支える医療関係者の確保、歯科医師・薬剤師・リハビリ職員等との連携による支援、病状急変時における支援体制の整備 など
(3) 在宅医療・介護連携の推進	入院から在宅療養への円滑な移行支援、在宅医療を支える医療関係者と介護関係者の相互理解の促進、医療・介護関係者のICT（情報通信技術）を活用した情報共有の推進、24時間365日対応可能な介護サービス提供体制の整備、在宅療養を支える多様な生活支援サービスの確保 など

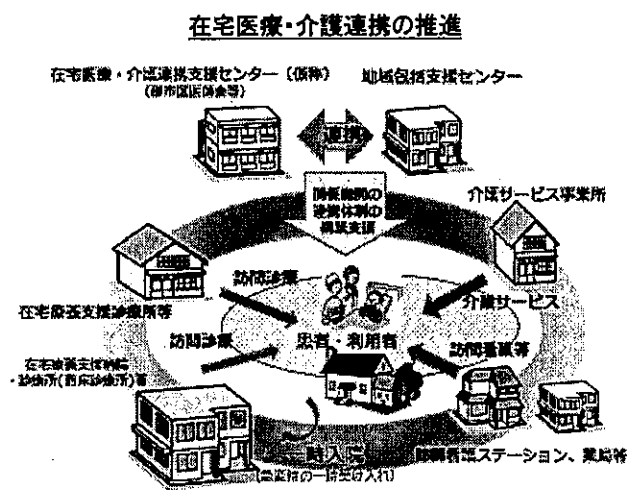
在宅療養の各場面で必要とされる機能(役割)



在宅医療・介護連携推進事業について(介護保険法の地域支援事業)

- 介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ。
- 可能な市区町村は平成 27 年 4 月から取組を開始し、平成 30 年 4 月には全ての市区町村で実施。
- 各市町村が、原則として(ア)～(ク)の全ての事業項目を実施。
- 都道府県・保健所が、市町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。

- (ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- (ウ) 在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の運営等
- (エ) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- (オ) 在宅医療・介護関係者の研修
- (カ) 24 時間 365 日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 二次医療圏内・関係市町村の連携



(1) 在宅医療の推進と普及啓発

【課題】

医療や介護が必要になった場合でも、多くの県民が住み慣れた地域で生活を続けたいと希望していることから、県民が在宅医療を正しく理解し、安心して選択することができるよう、明確でわかりやすい普及啓発に努める必要があります。

また、今後は、超高齢社会に必要とされる医療のあり方や、自分が受ける医療の選択、人生の最終段階における医療のあり方等について、県民一人一人が考える機会を提供することも重要です。

【施策の方向】

本県における在宅医療の一層の推進と充実を図るため、これらの推進方策を検討するための有識者等による会議を開催します。

また、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護支援専門員協会等の関係機関や関係団体等と連携し、在宅医療の利用方法や相談窓口、具体的なサービス内容等に関する普及啓発に努めます。

<具体的な施策>

○富山県あんしん在宅医療・訪問看護推進会議による推進方策の検討

- ・在宅療養を支える体制づくりの充実

○在宅医療や在宅での看取りに関する普及啓発

- ・看取りまで含めた在宅医療や地域包括ケアに関する県民への啓発
- ・訪問看護の理解と利用促進に関する普及啓発
- ・市町村や在宅医療支援センター等が行う普及啓発事業への支援

○訪問歯科診療や在宅での口腔ケア、訪問薬剤指導、訪問リハビリテーション等の普及啓発

○地域医療再生マイスター¹の育成

○在宅医療等に対応可能な医療機関の情報提供（とやま医療情報ガイド）

¹地域医療再生マイスター…マイスターとは、職人・達人の意であり、地域医療再生マイスターとは、地域医療に精通した住民や医療従事者を指す造語

(2) 在宅医療提供体制の整備

【課題】

様々な疾患を併せ持ち、容態が変化しやすい高齢者等が安心して在宅療養を続けるためには、24 時間対応可能な訪問診療や訪問看護等が必要です。特に、訪問診療の主要な担い手である診療所は、医師 1 人体制が多数を占めること、訪問看護についても小規模な事業所が多いことから、相互に補完し合う協力体制の構築が必要とされています。

また、安心して在宅での療養を継続するためには、症状が急変した場合においても、速やかに適切な治療を受けられ、必要に応じて入院できる環境が必要です。

さらに、在宅など住み慣れた環境のもとでの最期を選択する際には、家族等の不安や負担に配慮した看取り体制の構築が必要です。

【施策の方向】

診療所や訪問看護ステーションの連携・グループ化等を支援するとともに、病状急変時の受入れ体制整備や、看取りまで含めた継続的・持続的な在宅医療提供体制の構築に努めます。

また、在宅医療を支える医師、看護師等の確保に努めるとともに、必要な人材育成に取り組めます。

さらに、訪問看護ステーションの安定した経営基盤を確保するため、規模拡大に向けた設備整備や人材育成等の支援を行います。

訪問歯科診療や訪問リハビリテーション、訪問服薬指導など、在宅療養に必要なケアが一体的に提供されるための体制づくりに努めます。

<具体的な施策>

○24 時間 365 日対応可能な在宅医療の推進

- ・在宅医療の推進拠点となる「富山県在宅医療支援センター（仮称）」の設置
- ・医師の連携やグループ化等を支援する在宅医療支援センター（郡市医師会設置）の運営支援
- ・退院時における病診連携体制の構築

○24 時間 365 日対応可能な訪問看護の確保

- ・訪問看護ネットワークセンターの運営支援
- ・サテライトを含む訪問看護ステーション新規開設に向けた設備整備支援
- ・訪問看護ステーションの規模拡大にむけた施設・設備の整備支援
- ・地域に開かれた相談・学び・交流・人材育成等の役割を担う訪問看護ステーションの設置促進
- ・小規模訪問看護ステーションが相互に連携・協力するための体制づくり
- ・訪問看護ステーションの経営基盤・機能強化のためのアドバイザー派遣
- ・訪問看護ステーションの業務効率化・勤務環境改善の支援

○在宅医療を支える医療関係者の確保

- ・在宅医療に新たに取り組む医師等を対象とした最新の医療技術や在宅緩和ケアに関する研修等の実施
- ・訪問看護に取り組む看護師の養成・資質向上等に関する研修の実施
- ・新たに訪問看護に従事する看護職員の確保
- ・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士等に対する研修支援

○歯科医師、薬剤師、リハビリ職員等の連携支援

- ・医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師・介護支援専門員・介護職等の多職種連携促進
- ・在宅歯科診療や口腔ケアに関する相談・情報提供・機器の貸出等を行う「在宅歯科医療支援ステーション」の設置
- ・在宅薬剤管理、在宅麻薬管理等の充実
- ・訪問リハビリテーションの活用促進

○難病患者の療養支援体制の整備

- ・富山県難病相談・支援センター事業の推進（相談・支援、情報提供、講演会・研修会等）
- ・「富山県難病対策地域協議会」や「地域難病ケア連絡協議会」（各厚生センター設置）の開催
- ・厚生センター保健師等による訪問事業や療養相談事業、関係機関との事例検討会等の開催
- ・市町村による難病患者に対する居宅生活支援事業（ホームヘルプやショートステイ、日常生活用具給付制度等）の周知と利用促進

○病状急変時における支援体制の整備

- ・病状急変時に訪問診療や訪問看護が受けられる体制づくり
- ・診療所の連携・グループ化等の推進
- ・入院治療が必要な場合に円滑な受入れが可能な体制づくり

○本人が望む場所で看取りを行うことができる体制の確保

- ・病院関係者に対する在宅医療の理解促進
- ・入所系介護施設等においても看取りが可能な体制の確保
- ・訪問看護師や介護支援専門員のターミナルケア¹・グリーフケア²対応力の向上

1 ターミナルケア…治癒の可能性のない末期患者に対する身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療や看護・介護。延命のための治療よりも、身体的苦痛や死への恐怖をやわらげ、残された人生を充実させることを重視する。終末医療。

2 グリーフケア…グリーフとは、死別などによる深い悲しみや悲嘆の意。身近な人を亡くし、深い悲しみを感じている人へのサポートのこと

(3) 在宅医療・介護連携の推進

【課題】

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対しては、医療と介護の連携による総合的なサービス提供が必要です。このため、病院等での急性期治療を終えた高齢者が、在宅等での療養を安心して選択できるよう、入院初期から退院後の生活を見据えた計画的な支援が必要です。また、在宅等での療養生活を継続するためには、訪問診療や訪問看護に加え、生活上必要な世話をを行う訪問介護や生活支援が一体的に提供されることが重要であり、関係者間でのタイムリーな情報共有を推進する必要があります。

さらに、今後、在宅医療を充実するためには、生活の場である日常生活圏域での整備が必要です。このため、住民に身近な市町村が、郡市医師会等の関係機関や関係団体と連携しながら、地域の医療・介護サービス資源の把握や地域住民への普及啓発、24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築等に積極に取り組むことが必要です。

また、在宅医療・介護連携推進事業が地域支援事業に位置付けられたことから、市町村が順次その取り組みを推進することができるよう支援することが必要です。

【施策の方向】

入院から在宅へ円滑にかつ不安なく移行できるよう退院支援のルールづくりを進めるとともに、医療と介護の多職種によるチームケアにより在宅等での療養生活が継続できるよう、在宅医療と介護の連携を促進します。

また、医療関係者と介護関係者の相互理解の促進のための研修会等の開催、情報通信技術を活用した情報共有の推進、在宅療養を支える介護サービスや生活支援サービスの充実に努めます。

さらに、市町村において在宅医療と介護が一体的に提供される体制が構築されるよう、県として積極的に支援します。

<具体的な施策>

○入院から在宅療養への円滑な移行支援

- ・入院時から退院後の生活を見据えた退院支援・退院調整のルールづくり
- ・退院時における病院と介護支援専門員の連携強化
- ・脳卒中や、がん、大腿骨骨折等における地域連携クリティカルパス¹の導入支援

○在宅医療を支える医療関係者と介護関係者の相互理解の促進

- ・医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、リハビリテーション専門職等の医療関係者と介護支援専門員、介護職等の相互理解を促進するための仕組みづくり（研修会、事例検討会、グループワークなど）

○介護支援専門員に対する医療との連携や医療系サービスの利用に関する研修等の実施

○市町村に対する支援

- ・厚生センターによる在宅医療・介護連携の推進に向けた支援
- ・市町村職員を対象とした在宅医療の推進、在宅医療・介護連携に係る研修会等の開催

○医療・介護関係者の ICT（情報通信技術）を活用した情報共有の推進

○24 時間 365 日対応可能な介護サービス提供体制の整備

- ・ 24 時間 365 日対応可能な訪問サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）の整備推進
- ・ 医療系ショートステイやレスパイト入院²等の病床確保
- ・ 医療系ショートステイの空床情報等の提供

○在宅療養を支える多様な生活支援サービスの確保

- ・ 市町村による生活支援サービス等の体制整備の支援

¹地域連携クリティカルパス…クリティカルパスとは、良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するための手段として開発された診療計画表であり、地域連携クリティカルパスとは、診療にあたる急性期病院や地域の診療所など複数の医療機関が、役割分担を含め診療内容をあらかじめ患者に指示・説明することにより、患者が入院から退院後の住み慣れた地域での療養まで、安心して医療を受けることができるようにするもの

²レスパイト入院…レスパイトとは、一時的中断、休息、息抜きの意。介助者が、休養やその他事情等で在宅療養者の介助をすることが一時的に困難になった場合などに、在宅療養者が短期間入院すること

3 介護予防と生活支援サービスの充実

<施策の推進方向>

高齢社会を明るく活力あるものとするためには、高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送ることが重要です。また、高齢者の生活機能¹の低下を予防し、要介護状態にならないよう、あるいは状態が悪化しないようにすることが大切です。

さらに、平成26年度の改正に伴い、予防給付から新しい総合事業へ移行する訪問介護・通所介護利用者に適切なサービスを提供することが必要です。

このため、元気な高齢者を対象とする介護予防の普及啓発や、地域における介護予防推進員や介護サポーター等を活用した自主的な介護予防活動への支援を行います。

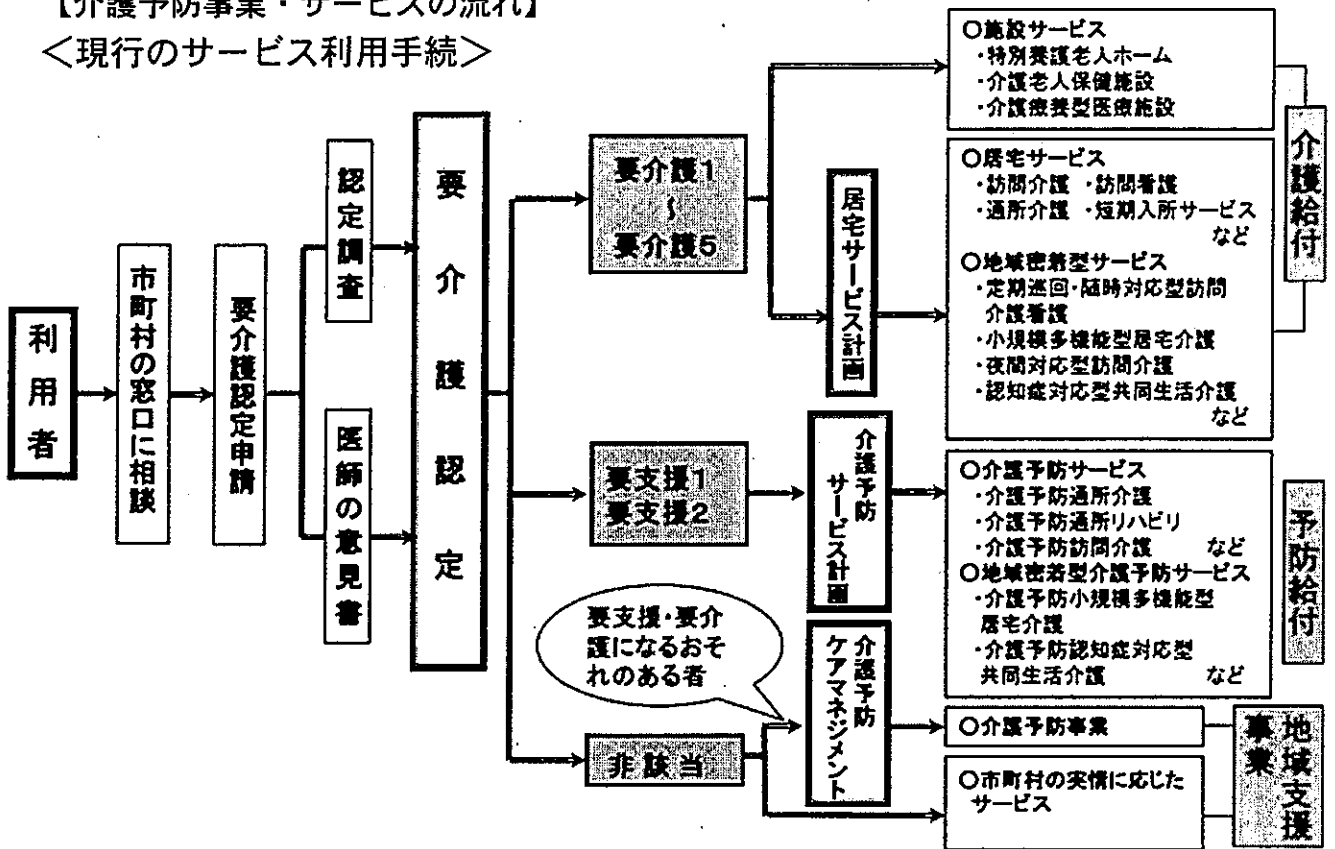
さらに、疾病や障害による寝たきり等を防止し、心身機能を改善するため、身近な地域でのリハビリテーションを推進します。

また、高齢単身や夫婦のみの世帯の増加に伴い、生活支援の必要性が増加することから、地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービスの基盤整備を推進します。

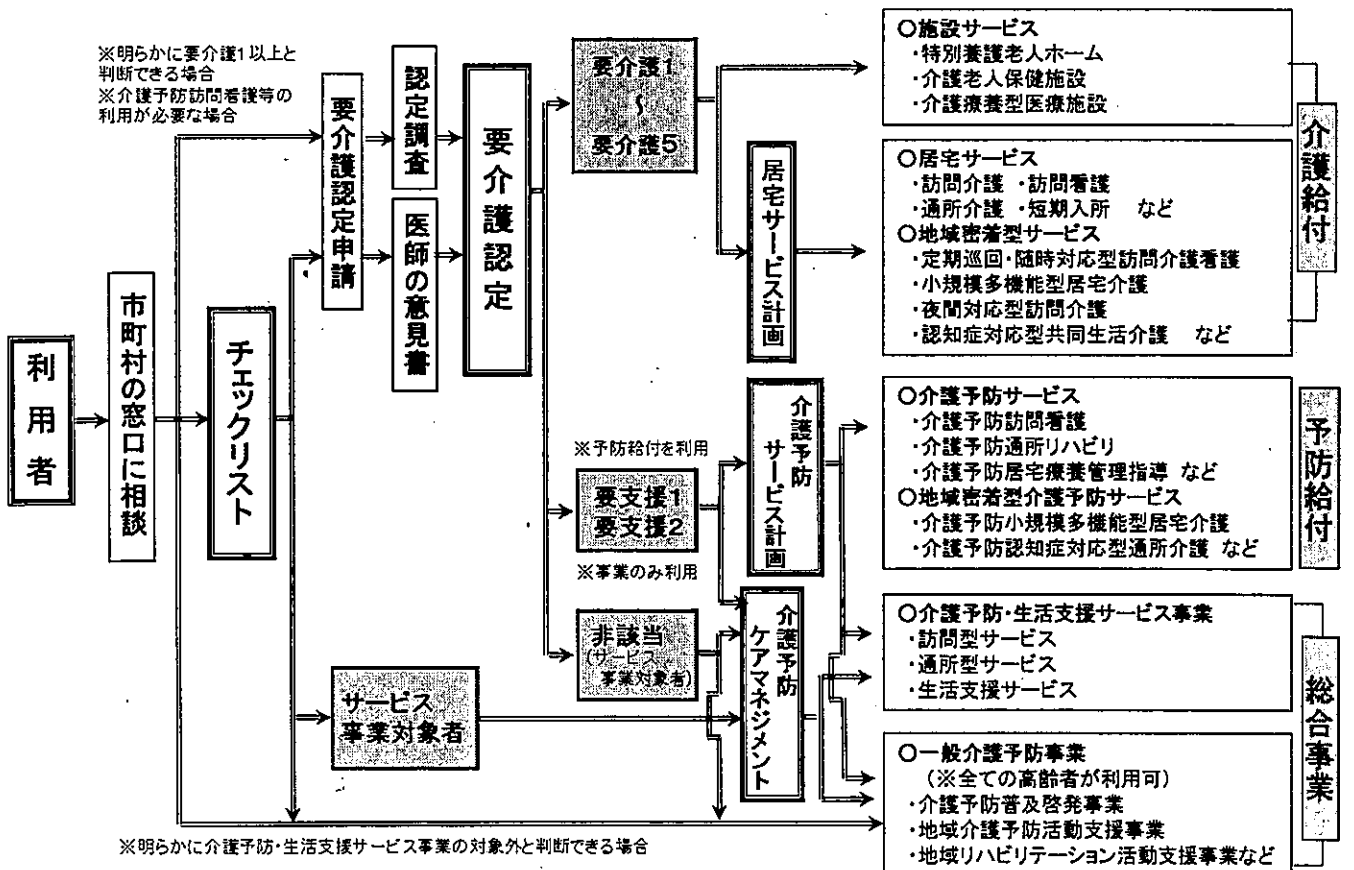
主要施策	内 容
(1) 介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進	介護予防に関する基本的な知識の普及啓発、市町村における介護予防活動（ボランティアや自助グループ等地域活動組織の育成・支援、介護予防推進員等による介護予防の推進、高齢者の社会参加活動の促進など）への支援 など
(2) リハビリテーションによる介護予防の強化	介護予防へのリハビリテーション専門職の関与促進、地域リハビリテーション支援体制の整備、質の高いリハビリテーション提供のための支援 など
(3) 効果的な介護予防の取組みと評価	地域づくりによる介護予防の推進への支援 効果的な介護予防の推進と評価への支援 など
(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	市町村における体制整備の支援、生活支援コーディネーターの養成、ふれあいコミュニティ・ケアネット2.1事業の推進 など

¹ 生活機能…人が生きていくための機能全体のこと。①体・精神の働き、体の部分である「心身機能」、②ADL（日常生活行為）・外出・家事・職業に関する生活行為全般である「活動」、③仕事、家庭内役割家庭や社会での役割を果たすことである「参加」、のすべてを含む概念。

【介護予防事業・サービスの流れ】
 <現行のサービス利用手続>



<総合事業実施後の利用手続>



(1) 介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進

【課題】

介護が必要となる原因の多くが心身機能の低下によるものとなっています。

このため、介護予防に対する取組みを、高齢者自らが自主的・継続的に行い、日常生活の中で健康づくりや生活機能の維持・向上を意識した活動を定着させることが必要です。

【施策の方向】

地域において自主的な介護予防活動が広く実施され、地域の高齢者がこうした活動に自主的に参加し、生活機能の維持・向上の取組みが実施されるよう、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行うほか、ボランティアや自助グループの活動等を育成・支援します。

<具体的な施策>

○若い世代を含めた幅広い層に対する介護予防の意義と知識の普及

- ・基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの作成・配布
- ・チェックリストを用いた生活不活発病¹等の予防
- ・イベントや有識者等による講演会の開催等による広報活動 等

○高齢者に対する介護予防の普及啓発

- ・一般高齢者向け介護予防施策に関する先進的な事例等の市町村への情報提供
- ・介護予防の実施について魅力的なプログラムや効率的な事業の運営等の情報提供

○生涯スポーツ、文化活動を通じた介護予防の推進

○骨折予防対策の推進・骨粗しょう症予防の推進

○市町村が行う介護予防活動への支援

【市町村における介護予防活動】

- ・介護予防教室の充実
- ・介護予防に関する知識・情報、利用者の記録等を記載する介護予防手帳の配布 等
- ・地域介護予防活動支援事業の推進
(地域における自主的な介護予防活動や高齢者の自らの取組みの促進)
ボランティア等の人材を育成するための研修
ボランティアや自助グループの活動等介護予防に資する地域活動組織の育成・支援
地域住民グループに対する介護予防活動事例等の情報提供の推進
専門的人材等による地域における活動の支援(講義、講習など)
- ・介護予防推進員²、健康づくりボランティア³による介護予防の推進
- ・高齢者の社会参加活動の促進
身近な地域で参加できる、いきいきサロン、生きがいデイサービス事業の実施
高齢者による地域環境整備、在宅福祉活動等への支援、地域総合福祉活動の推進
- ・介護する家族に対する健康教育・健康相談の実施
- ・介護予防を含めたサービス拠点の整備

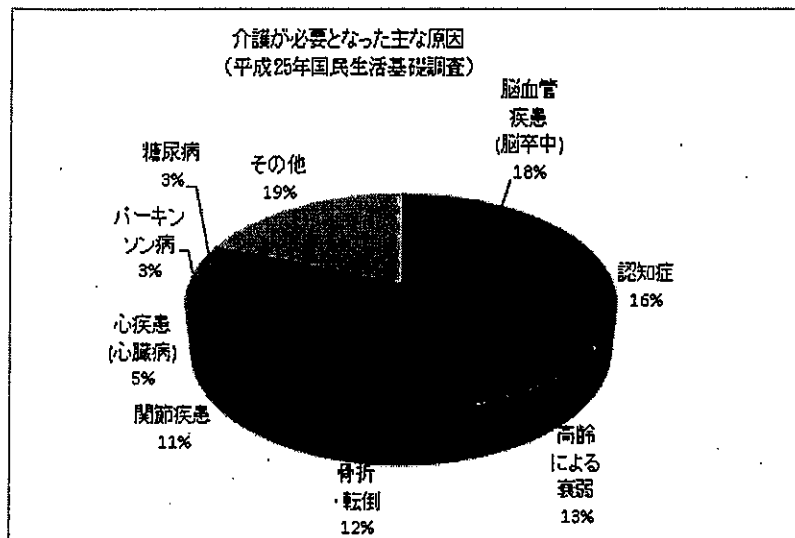
¹生活不活発病…生活の不活発化を原因とする心身の機能の低下

²介護予防推進員…市町村長の委嘱等により、介護予防の啓発活動、虚弱な高齢者の早期発見、閉じこもりがちな高齢者への声かけなど介護予防を推進する。

³健康づくりボランティア…市町村において養成され、高齢者等の健康づくりのため、低栄養予防の食事づくり教室、運動教室等において指導・協力等を行う。

○ 介護が必要となった主な原因

平成 25 年国民生活基礎調査によると介護が必要となった主な原因は、脳血管疾患をのぞくと、認知症、高齢による衰弱、関節疾患、骨折・転倒など心身機能の低下や老化によるものとなっています。



(2) リハビリテーションによる介護予防の強化

【課題】

高齢者の介護予防については、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけることが重要であり、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それにより生きがいや自己実現のための取組みを支援して、生活の質の向上を目指す体制整備が必要となります。

【施策の方向】

地域支援事業の介護予防事業に、リハビリテーション専門職等を活かした高齢者の自立支援に資する「地域リハビリテーション支援事業」が新たに位置付けられたことから、地域における介護予防の取組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

<具体的な施策>

○地域ケア会議やサービス担当者会議等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進

- ・市町村が行う「地域リハビリテーション活動支援事業」の取組みの促進
- ・リハビリテーション専門職等の資質向上
- ・リハビリテーション専門職等の広域派遣調整

○地域リハビリテーション支援体制の整備

- ・市町村の介護予防・保健事業を支援する体制の構築
- ・リハビリテーション関係機関やボランティア団体等からなる「地域リハビリテーション連絡協議会」による連携の推進（各厚生センター毎に設置）
- ・県リハビリテーション支援センター（高志リハビリテーション病院）事業の充実
- ・二次医療圏毎の拠点となる地域リハビリテーション広域支援センター（県内6病院）事業の推進

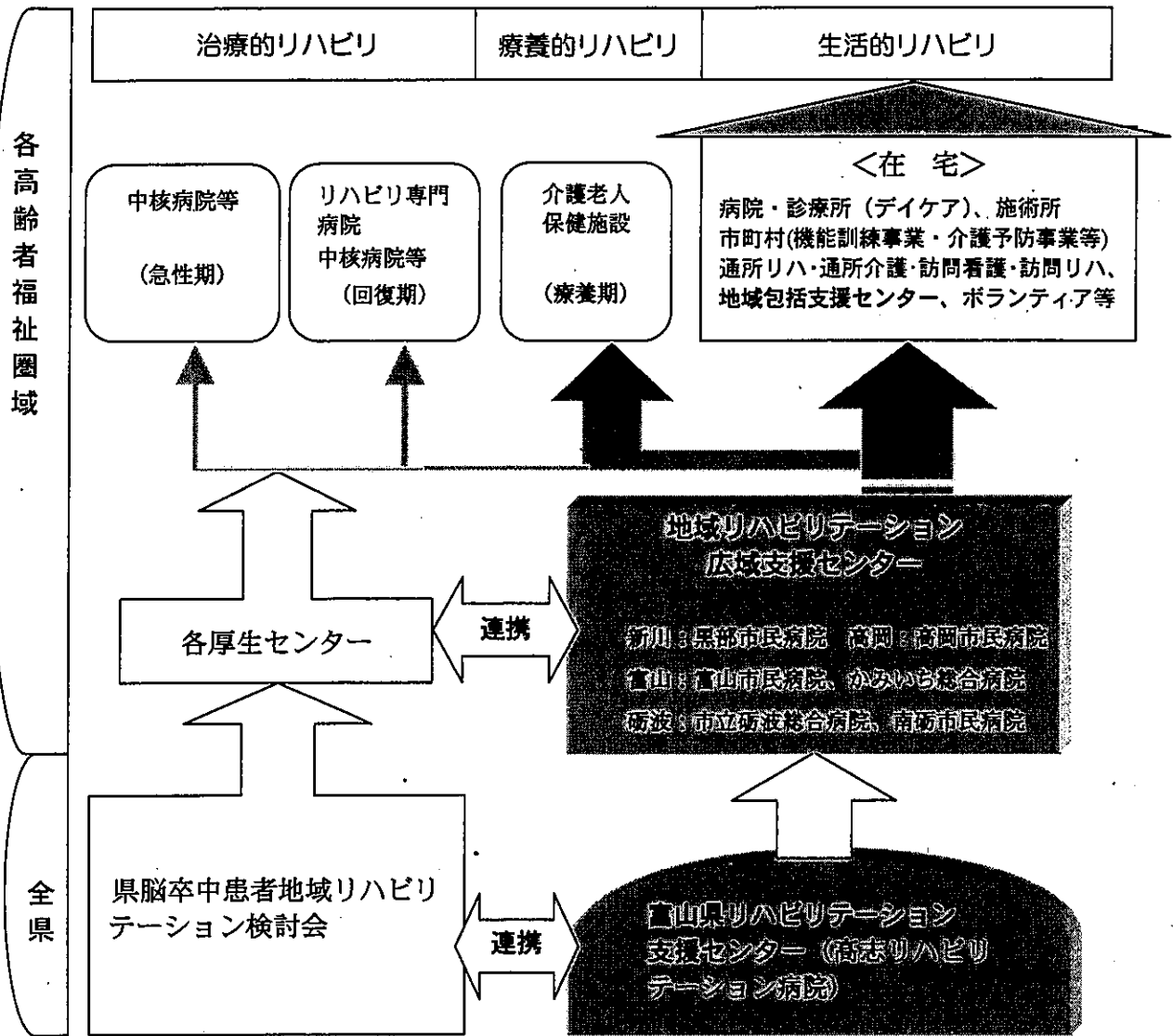
○医療と介護の切れ目のないリハビリテーションの提供

- ・急性期から回復期を経て在宅に至る継続的な療養支援体制の整備

○質の高いリハビリテーション提供のための支援

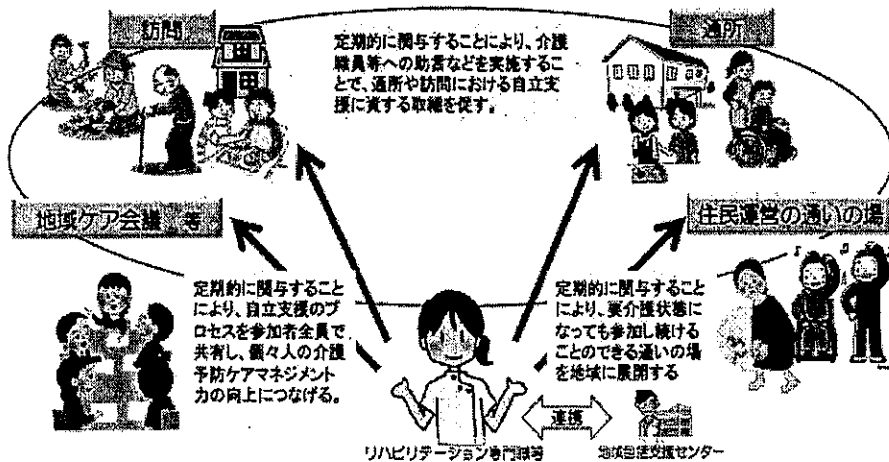
- ・県リハビリテーション支援センターによる専門研修会の開催や広域支援センターへの支援
- ・広域支援センターによる関係者への研修
- ・市町村や訪問看護ステーション等へのリハビリテーション技術の提供
- ・地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントへの技術的支援 等

【地域リハビリテーション推進体制 概念図】



地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

(3) 効果的な介護予防の取組みと評価

【課題】

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものであり、高齢者ができる限り、生きがいや役割を持って、健康で自立した生活を送れるようにすることが大切です。そのためには、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいのもてる生活を営むことができる生活環境の調整や地域づくりが重要です。

従来の介護予防事業では、一次予防（元気高齢者対象）と二次予防（要支援高齢者対象）とに分けて事業を実施してきましたが、二次予防事業については、介護予防事業の参加率が低いなどの課題が指摘されています。

【施策の方向】

一次予防と二次予防を区別せずに、住民運営の通いの場を充実させ参加者が通いの場を継続的に拡大していけるような地域づくりを推進するなど、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組みを推進します。また、要介護状態となっても生きがい・役割を持つてできる限り自立した生活を送れるよう支援します。

<具体的な施策>

- 健康づくり施策との連携による介護予防の促進
 - ・生活習慣病予防など若い頃からの健康づくり施策と連動させた介護予防の推進
- 地域づくりによる介護予防の推進
 - ・介護予防に資する活動の実施状況の把握と地域の実情に応じた介護予防推進への支援
 - ・体操などを行う住民運営の多様な通いの場の充実
 - ・サービス事業者と連携した効率的な取組
- 介護予防に関わる人材育成
 - ・市町村や地域包括支援センター職員などに対する研修の実施
 - ・介護予防に関するボランティア等の人材の育成や地域活動組織の育成及び支援
- 効果的な介護予防の推進と取組評価への支援
 - ・厚生センターによる市町村が取組む介護予防事業の定期的モニタリングや評価体制づくりへの支援
 - ・効果的な介護予防プログラム、先進的な取組みなど好事例に関する情報収集と市町村への情報提供
- 要支援認定者に対する「介護予防サービス」の円滑な提供とサービス内容の充実
 - ・地域包括支援センターによる高齢者の個々の状況に応じた介護予防マネジメントの実施
 - ・指定介護予防サービス事業所の確保と効果的なサービス提供の推進

(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

【課題】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者やその家族を地域ぐるみで支え合う仕組みを構築することが重要です。

特に、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、家族の介護力の低下などを背景に、身近な地域における見守りや日常生活を支援する取組みの必要性が高まっています。

また、要支援者に対する訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行に伴い、多様な主体によるサービスの担い手の確保が必要です。

【施策の方向】

生活支援・介護予防サービスの充実のため、既存の介護サービス事業者に加え、多様な主体による支援の担い手の確保や支援を必要とする高齢者のニーズに応じた地域資源の開発を支援します。

また、地域住民を主体として、概ね旧小学校区単位に展開される活動やその活動を通じて発見された要支援者に対する個別援助活動を支援するなど、高齢者やその家族を地域ぐるみで支え合う地域総合福祉を積極的に推進します。

さらに、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍してもらえるよう支援します。

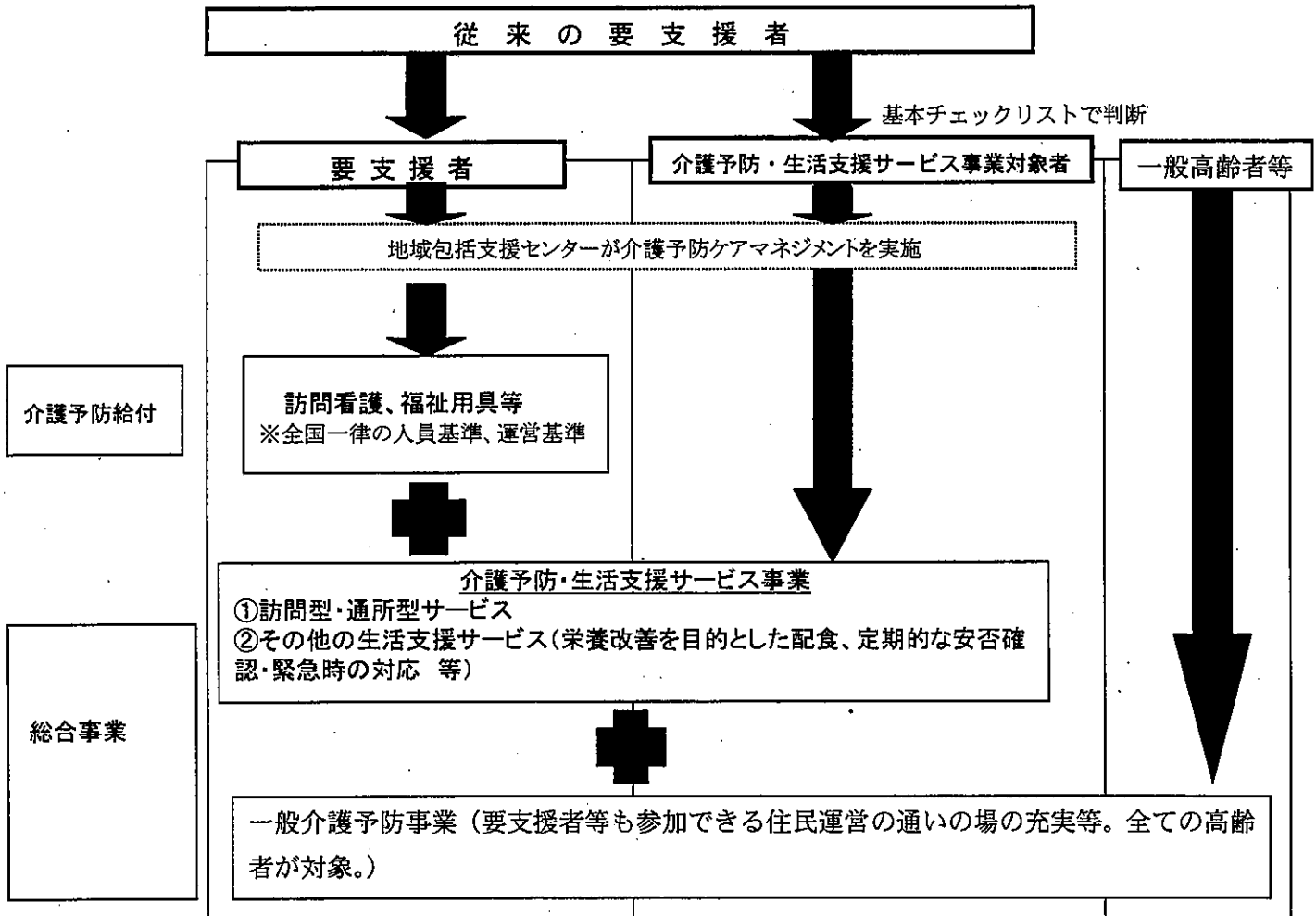
<具体的な施策>

- 市町村が行う生活支援・介護予防サービス基盤整備への支援
 - ・生活支援コーディネーターの養成・協議体の設置等を促進
 - ・先進的な事例等の市町村への情報提供
- 予防給付から地域支援事業へ移行する人に対する適切なサービス提供の推進
- 住み慣れた地域で暮らし続けられるための生活支援サービスの充実
 - ・買い物代行や配達サービス・訪問販売などの立ち上げ支援
 - ・福祉有償運送等の移送サービスの充実支援
 - ・除雪など、各種生活支援サービスのネットワーク化
 - ・現行バス路線の維持への支援
 - ・企業等が行う高齢者向け新商品開発や新サービス提供への支援
 - ・過疎地域等における事業者参入の支援
- 地域総合福祉推進事業（ふれあいコミュニティ・ケアネット21）の推進
 - ・地域住民自らによる福祉コミュニティづくりの推進
 - ・地域の要支援者等に対する、地域住民自らによる見守り、声かけ、ゴミ出し、買い物代行などのきめ細かな個別支援の提供
 - ・地域住民が行う個別援助活動を支援するケアネット活動コーディネーターの配置等
- 高齢者の孤立化を防止する取組みの推進
 - ・一人暮らし高齢者等に対する見守りや外出支援など住民参加型の福祉活動に対する支援
 - ・市町村やライフライン関係事業者等の連携強化
- 民生委員の資質向上と活動しやすい環境づくりの支援
- 高齢者自らが担い手となる活動に対する支援（高齢者NPOやボランティア活動等）

【介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）とは】

要支援者等に対し、介護予防サービスや配食、見守り等の生活支援サービスを総合的に提供する事業

【介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）のイメージ】



「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」事業とは

「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」事業では、身近な地域（概ね旧小学校区）を単位として、地域住民自らが地域の福祉ニーズを把握し、その解決に取り組む活動を行うとともに、地域の支援が必要な人一人ひとりに適したサービスを提供しています。

＜ケアネット活動実施地区数＞(H15) 40 地区 → (H20) 177 地区 → (H25) 231 地区

ふれあいコミュニティ・ケアネット21 (地域総合福祉推進事業)

ふれあい型

地域全体の福祉意識の醸成

- ふれあいサロン、世代間交流会、子育てサロン、情報誌の発刊等
- 多様化、複雑化、潜在化された地域のニーズを把握
 - ケアネットチームの人材掘り起こし

ケアネット型

要支援者に適した個別支援サービスの提供

・ケアネットチームの編成、基本となる見守り・安否確認、個別支援を日常的・継続的に実施

話し相手、ゴミ出し、買物代行、除雪、外出付添 等

平成 25 年度は、ふれあい型+ケアネット型を 122 地区、ケアネット型単独を 96 地区、ふれあいケアネット融合型を 13 地区で実施



コーディネーター＜市町村社協＞

保健・医療・福祉のコーディネート、サービスプログラムの提供

